

伊丹市自転車安全利用啓発指導員要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊丹市自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の推進に関する条例（平成26年伊丹市条例第12号）第13条の2の規定に基づき、地域等における自転車の安全利用を促進するため、「伊丹市自転車安全利用啓発指導員」（以下「指導員」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(活動)

第2条 指導員は、地域等における自転車の安全利用を推進するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 自転車の安全利用に関する啓発
- (2) 自転車利用者に対する必要な指導
- (3) 市が行う自転車の安全利用を推進するための取組への協力
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が自転車の安全利用の促進に資すると認める活動

(委嘱)

第3条 指導員は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市内において前条に規定する活動を行う者で、当該活動に意欲のあるもの
- (2) 市長が指定する講習（別表第1）を受講した者
- (3) 市長に委嘱の申込みをした者

2 前項第2号の講習は、委嘱の申込日から過去3年以内に受講したものに限る。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、第1項第2号の講習を受講したものとみなす。

- (1) 財団法人日本交通管理技術協会が実施する自転車安全整備技能検定に合格した者
- (2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2に規定する技能検定員又は同法第99条の3に規定する教習指導員

4 指導員の委嘱期間は、委嘱の日から1年を経過した日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、本人の申し出により委嘱期間を短縮することができる。

5 指導員には、報酬を支給しない。

(指導員証の交付)

第4条 市長は、指導員に対し指導員証（様式第1号）及び腕章（様式第2号）を交付する。

2 前項に規定する指導員証及び腕章の交付を受けた者は、指導員でなくなったときは、直ちに指導員証及び腕章を市長に返却しなければならない。

(指導員の義務)

第5条 指導員は、その活動を行うに当たっては、指導員証を携行しなければならないが、街頭啓発活動においては、腕章を着用しなければならない。

2 指導員は、その活動を行うに当たっては、地域等の要望と意見を十分に尊重するよ

う努めるとともに、市民の正当な権利及び自由を害することのないよう十分に留意し、市民の理解と協力が得られる活動となるよう十分に配慮しなければならない。

- 3 指導員は、別に定める様式により、当該年度の活動に関する報告書を作成し、翌年度の4月30日までに市長に提出しなければならない。
- 4 指導員は、関係法令並びに市長の助言及び指示に従わなければならない。
- 5 指導員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 6 指導員は、事故に遭遇したときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(活動の支援)

第6条 市長は、指導員に対し第2条に規定する活動が円滑かつ効果的に行われるよう、情報の提供及び啓発物の支給など、予算の範囲内で必要な支援を行うことができる。

(解嘱)

第7条 市長は、指導員が次の各号のいずれかに該当するときは、解嘱することができる。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - (2) 指導員から解嘱の申し出があったとき。
 - (3) 活動実態が認められないとき。
 - (4) その他指導員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 指導員は、前各号の一に該当する事由が生じたときは、速やかに指導員証を市長に返納しなければならない。

(細則)

第8条 この要綱で定めるもののほか、指導員に関し必要な事項は、別にこれを定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

（表）

		第	号
写真	伊丹市自転車安全利用啓発指導員		
	氏名		
	交付日		
	有効期限		
<p>上記の者は、伊丹市自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の推進に関する条例第13条の2の規定により委嘱した伊丹市自転車安全利用啓発指導員であることを証明する。</p>			
伊丹市長			印

（裏）

＜注意事項＞	
1	本指導員証は、他人に、貸与し、又は譲渡しないこと。
2	本指導員証は、活動時には必ず携帯すること。
3	本指導員証を紛失し、又は、甚だしく破損したときは、直ちに届け出て再交付を受けること。
4	本指導員証は、指導員でなくなったときは、必ず返還すること。

様式第2号（第4条関係）

伊丹市自転車安全利用啓発指導員

別表第 1

伊丹市自転車安全利用啓発指導員要綱第 3 条第 1 項第 2 号の市長が指定する講習を次のとおり定める。

市長が指定する講習

講習の名称	実施主体
伊丹市自転車安全利用啓発指導員講習会	伊丹市都市交通部
サイクリングインストラクター講習	財団法人 日本サイクリング協会
サイクリングディレクター検定講習	財団法人 日本サイクリング協会